

令和 4 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）

令和 5 年 6 月 1 日

目次

第1	令和4年度における委員会の運営の重点事項	1
第2	委員会の運営全般	3
第3	食品健康影響評価の実施	5
1	リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施	
2	評価ガイドライン等の策定	
3	「自ら評価」を行う案件の推進	
第4	食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視	7
1	食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査	
2	食品安全モニターからの報告	
第5	食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進	8
1	食品健康影響評価技術研究の推進	
2	食品の安全性の確保に関する調査の推進	
3	研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施	
第6	リスクコミュニケーション・情報発信の促進	10
1	様々な手段を通じた情報の発信	
2	「食の安全」に関する科学的な知識の普及啓発	
3	関係機関・団体との連携体制の構築	
第7	緊急の事態への対処	16
1	緊急事態への対処	
2	緊急事態への対処体制の整備	
3	緊急時対応訓練の実施	
第8	食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	17
第9	国際協調の推進	18
1	国際会議等への委員及び事務局職員の派遣	
2	海外の研究者等の招へい	
3	海外の食品安全機関等との連携強化	
4	海外への情報発信	

令和4年度の運営状況	令和4年度食品安全委員会運営計画 (令和4年3月29日食品安全委員会決定)
<p>第1 令和4年度における委員会の運営の重点事項</p> <p>(1) 事業運営方針</p> <p>食品安全委員会(以下「委員会」という。)は、令和4年度食品安全委員会運営計画(令和4年3月29日食品安全委員会決定)に基づき、重点事項を中心として、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第23条第1項に規定する所掌事務の円滑かつ着実な実施に取り組んだ。</p>	<p>第1 令和4年度における委員会の運営の重点事項</p> <p>(1) 事業運営方針</p> <p>食品安全委員会(以下「委員会」という。)は、引き続き、食品安全基本法(平成15年法律第48号)に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」(平成24年6月29日閣議決定)に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。</p>
<p>(2) 重点事項</p> <p>① 食品健康影響評価の着実な実施</p> <p>新型コロナウイルス対策を徹底しながら、調査審議を実施した。委員会を41回、専門調査会等を109回開催し、111案件の評価依頼を受け、97案件の評価を終了した(第3の1参照)。なお、公開となる委員会、専門調査会等については、新型コロナウイルス対策として、傍聴者を入れることに代えて、YouTube配信を行った。</p> <p>また、「自ら評価」の案件として新たに「有機フッ素化合物」を採択し、令和5年2月に設置した有機フッ素化合物(PFAS)ワーキンググループにおいて、審議を開始した。</p> <p>⇒本文中「第2 委員会の運営全般」(p3~5)、参考資料1-2(p2~12)参照</p> <p>a. 食品健康影響評価の調査審議の透明性及び一貫性確保に資する評価ガイドラインの見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「遺伝子組換え食品(種子植物)に関する食品健康影響評価指針(案)」及び「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針(案)」について、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議を行った。 ・ 「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針[動物試験で得られた用量反応データへの適用]」(令和元年10月29日食品安全委員会決定)を一部改正し、6月14日に公表した。また、ベンチマークドーズ法について、ベイズ統計学に基づく手法を活用した考え方を導入するため、同指針の改正に向けて評価技術ワーキンググループで審議し、改正案が概ね了承された。今後、食品安全委員会への報告及びパブリックコメントを経て改正予定。さらに、疫学研究で得られた用量反応データにベンチマークドーズ法を適用する場合の手順や考え方の整理に向けた検討を進め、評価技術企画ワーキンググループで審議中である。 ・ 「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針」(平成19年9月13日食品安全委員会決定)を全部改正し、6月21日に公表するとともに、「食品により媒介される微生物等に関する食品健康影響評価の手引き」を作成し、3月28日に公表した。 	<p>(2) 重点事項</p> <p>① 食品健康影響評価の着実な実施</p> <p>食品の安全に関する国際的動向等を踏まえつつ、評価指針の改正の検討を行うとともに、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。</p> <p>本年度においては、特に以下の事項に係る取組を重点的に行うこととする。</p> <p>a. 食品健康影響評価の調査審議の透明性及び一貫性確保に資する評価ガイドラインの見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺伝子組換え食品等について、これまでの食品健康影響評価で得られた科学的知見及び国際的な動向等を踏まえ、「遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準」(平成16年1月29日食品安全委員会決定)及び「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」(平成16年3月25日食品安全委員会決定)の改正を検討する。 ・ その他の評価ガイドライン(評価指針、評価の考え方等)の見直しの要否を検討する。

b. 農薬再評価に係る食品健康影響評価の実施

令和4年度は、農林水産省から農薬14品目の再評価に係る評価要請があり、評価指針等に基づき評価を進めている。

c. 養殖魚等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響評価の実施

・ 薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおいて、養殖魚等に使用される抗菌性物質について、薬剤耐性菌の食品健康影響評価の手法を検討し、評価に必要な情報の特定を行った。ワーキンググループでの審議結果を踏まえ、「家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針」（平成16年9月食品安全委員会決定）の一部を改正すること等が委員会において決定された。

② リスクコミュニケーションの戦略的な実施

- 報道関係者、食品関係事業者及び一般消費者向けの意見交換会の開催、大学や消費者団体等が主催する講演会等への講師派遣を行ったほか、学生の訪問学習の受け入れを行った。
- 一般消費者や学校教育関係者、食品関係事業者等を対象として、SNS（Facebook・Twitter）やYouTubeによる情報発信を行った。
- ホームページの各コンテンツを随時更新・新規作成した。
- 月刊誌「栄養と料理」（女子栄養大学出版）に記事を連載した。
- 関係行政機関と連携して、全国食品安全連絡会議を開催した。

⇒本文中「第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進」（p10~16）、資料1-2（p21~28）参照

③ 研究・調査事業の活用

令和5年度に委員会が優先的に実施すべき研究・調査課題をまとめた「食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（令和5年度）」（以下「優先実施課題」という。）に基づき、令和5年度研究課題について、公募、事前評価を経て採択を行った。また、令和4年度に実施中の研究課題及び既に終了した調査・研究課題の成果並びにその活用について、中間評価、事後評価及び追跡評価を行った。これらの優先実施課題や評価結果については、外部有識者を含む研究・調査企画会議が審議し、取りまとめをおこなった。

⇒本文中「第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進」（p8~10）、資料1-2（p17~20）参照

b. 農薬再評価に係る食品健康影響評価の実施

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第8条の規定による再評価を受ける農薬に関し、評価要請がなされた場合、評価指針等に基づき評価を進める。

c. 養殖魚等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響評価の実施

食品安全委員会の調査事業や農林水産省のサーベイランスにより蓄積された関連データ等を用いて、養殖魚等に使用される抗菌性物質について、薬剤耐性菌の食品健康影響評価を推進するため、評価の手法の検討や評価に必要な情報の特定を進める。

② リスクコミュニケーションの戦略的な実施

消費者、行政、メディア、事業者、専門家等の関係者間の相互理解を深め、信頼関係を構築しつつ、食品安全に関する科学的知見に対する理解を促進するため、リスク評価機関としての食品安全委員会の認知度の向上を図りながら、様々な媒体を活用したリスクコミュニケーションを実施する。

③ 研究・調査事業の活用

「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成22年12月16日食品安全委員会決定（令和元年8月27日最終改正。以下「ロードマップ」という。）等を踏まえ、研究・調査を計画的に実施し、その成果を食品健康影響評価に活用するとともに、評価方法の企画・立案等にも迅速かつ効果的に活用する。また、透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者による評価を行う。

<p>④ 海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化</p> <p>海外への情報発信については、評価が終了した食品健康影響評価の概要や評価指針等を英訳し、順次ホームページに掲載した。また、委員会の英文電子ジャーナル「Food Safety - The Official Journal of Food Safety Commission -」を発行した。</p> <p>国際会議等への参画及び関係機関との連携強化については、ウェブ会議システムで開催された国際会議等に参加し、国際的な議論への貢献及び必要な情報の収集を行った。また、欧州食品安全機関（EFSA）等の食品安全機関と意見・情報交換を行い、これらの機関と連携・協力体制を更に進めていくこととした。</p> <p>➡本文中「第9 国際協調の推進」（p18～19）、資料1－2（p30）参照</p>	<p>④ 海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化</p> <p>委員会の活動が海外でも認められ、かつ、委員会の機能強化に資するよう、食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。</p> <p>また、ウェブ会議システムやメール等を利用し、引き続き、海外の食品安全機関等と食品健康影響評価に関する情報交換を実施して連携強化を図る。</p>
<p>第2 委員会の運営全般</p> <p>➡(再掲)資料1－2（p3～7）参照</p> <p>(1) 委員会会合の開催</p> <p>令和4年度は、41回の委員会会合を、原則として毎週火曜日14時から公開で開催した。なお、臨時会合の開催はなかった。</p> <p>(2) 企画等専門調査会の開催</p> <p>令和4年6月16日の第36回会合において、令和3年度食品安全委員会運営状況報告書について審議を行い、一部修正の上、これを了承した。また、令和4年度の「自ら評価」案件選定の進め方について審議を行い、案件の募集を進めることが了承された。そのほか、令和3年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書案が了承され、令和4年度食品安全委員会緊急時対応訓練について事務局から報告が行われた。</p> <p>11月4日の第37回会合において、令和4年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告及び令和4年度の「自ら評価」案件候補の選定について審議を行った。</p> <p>令和5年1月26日の第38回会合において、「自ら評価」案件候補の選定については、審議の結果、「有機フッ素化合物(PFOA・PFOS)に関する食品健康影響評価」を案件の候補とする旨委員会に報告することとなった。</p> <p>令和5年度食品安全委員会運営計画について審議を行い、これを了承した。さらに、令和4年度食品安全委員会緊急時対応訓練の実施結果について事務局から報告を行うとともに、令和5年度緊急時対応訓練計画案についても審議を行い、これを了承した。</p> <p>(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催</p> <p>令和4年度は、添加物専門調査会（6回）、農薬第一専門調査会（6回）、農薬第二専門調査会（7回）、農薬第三専門調査会（6回）、農薬第四専門調査会（8回）、農薬第五専門調査会（8回）、汚染物質等専門調査会（8回）、微生物・ウイルス専門調査会（3回）、プリオン専門調査会（1回）、かび毒・自然毒等専門調査会（1回）、遺伝子組換え食品等専門調査会（12回）、肥料・飼料等専門調査会（14回）及び動</p>	<p>第2 委員会の運営全般</p> <p>(1) 委員会会合の開催</p> <p>原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。</p> <p>(2) 企画等専門調査会の開催</p> <p>本年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。</p> <p>(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催</p> <p>食品健康影響評価を的確に実施するため、専門調査会を開催する。</p> <p>既存の専門調査会等での審議が困難な課題や複数の専門調査会等に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するた</p>

物用医薬品等専門調査会（10回）をそれぞれ開催した。

また、委員会の下に設置された栄養成分関連添加物ワーキンググループ（1回）、薬剤耐性菌に関するワーキンググループ（8回）、評価技術企画ワーキンググループ（5回）、ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループ（2回）及び有機フッ素化合物（PFAS）ワーキンググループ（1回）をそれぞれ開催した。

このほか、委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象については、「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」（平成21年10月8日食品安全委員会決定）に基づき、18件について、専門調査会の調査審議を行うことなく、食品健康影響評価を行った。

① 本年度自ら評価の案件として採択された「有機フッ素化合物」の食品健康影響評価に関する事項について調査審議を行うため、2月7日に有機フッ素化合物（PFAS）ワーキンググループを設置した。

② 4月21日、6月2日、8月3日、9月1日、10月31日及び2月6日の汚染物質等専門調査会に評価技術企画ワーキンググループの専門委員1名を招いて調査審議を行った。

4月13日及び5月18日のぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループに添加物専門調査会等の専門委員1名を招いて調査審議を行った。

4月25日の農薬第五専門調査会に添加物専門調査会の専門委員1名を招いて調査審議を行った。

6月27日の動物用医薬品専門調査会に遺伝子組換え食品等専門調査会の専門委員1名を招いて調査審議を行った。

9月22日及び12月22日の肥料・飼料等専門調査会に、農薬第一専門調査会、農薬第三専門調査会、香料ワーキンググループ及びぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループの専門委員1名を招いて調査審議を行った。

10月12日の動物用医薬品専門調査会に評価技術企画ワーキンググループの専門委員1名を招いて調査審議を行った。

10月17日の農薬第二専門調査会に添加物専門調査会の専門委員1名を招いて調査審議を行った。

③ 合同で開催する案件はなかった。

（4）委員会と専門調査会等の連携の確保

専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、各委員の専門調査会等の担当を定め、それに基づき全ての専門調査会等に委員が出席し、情報提供を行うとともに、必要に応じて助言を行った。

め、以下の取組を行う。

① 原則として委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置

② 専門調査会等に他の専門調査会等の専門委員を招いて調査審議

③ 関係する専門調査会等を合同で開催

（4）委員会と専門調査会等の連携の確保

専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、原則として全ての専門調査会等に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。

<p>(5) リスク管理機関との連携の確保 関係府省間の密接な連携の下、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、「食品の安全性の確保に関する施策の実施に係る関係府省間の連携・政策調整の強化について」（平成24年8月31日関係府省申合せ）に基づき、食品安全行政に関する関係府省連絡会議（令和4年12月23日に開催）や、同会議幹事会（原則毎週金曜日に開催）等を通じて、リスク管理機関との連携を確保した。</p> <p>(6) 事務局体制の整備 農薬取締法の改正による農薬の再評価制度が本格化すること等から、所管の体制整備等を内容とする要求を行い、農薬のリスク評価体制の充実強化を図るため評価第一課に農薬評価室を設置するとともに、農薬の再評価制度等、食品の安全性に対する国民の正しい理解を促進するためのリスクコミュニケーションの強化を図るための定員を措置した。</p>	<p>(5) リスク管理機関との連携の確保 食品の安全性の確保に関する施策の総合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。</p> <p>(6) 事務局体制の整備 評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。</p>
<p>第3 食品健康影響評価の実施 1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施</p> <p>(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件については、リスク管理機関との間で事前及び事後の連携を密にし、リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるよう徹底するとともに、提出された資料の精査・検討はもとより、国民からの意見・情報の募集等を十分に行い、科学的知見に基づく客観的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施した。 令和4年度は、添加物、農薬、動物用医薬品、遺伝子組換え食品等を始めとする111件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、97件について評価結果を通知した。以下は、その概要である。</p> <p>① 添加物（栄養成分関連添加物及び香料を含む。） 厚生労働省から8件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、厚生労働省に計5件の評価結果を通知した。</p> <p>② 農薬 厚生労働省又は農林水産省から計58件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、両省に計44件の評価結果を通知した。</p> <p>③ 動物用医薬品 厚生労働省又は農林水産省から計22件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、両省に計18件の評価結果を通知した。</p>	<p>第3 食品健康影響評価の実施 1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施</p> <p>(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について 評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。</p>

④ 遺伝子組換え食品等

厚生労働省又は農林水産省から計8件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、両省に計14件の評価結果を通知した。

⑤ 肥料・飼料等

厚生労働省又は農林水産省から計12件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、両省に計15件の評価結果を通知した。

⑥ 薬剤耐性菌

農林水産省から3件について食品健康影響評価の要請があり、農林水産省に1件の評価結果を通知した。

なお、令和4年度における専門調査会別の食品健康影響評価の審議状況、食品健康影響評価を要請された案件等の処理状況については資料1-2(p3)のとおりである。

(2) 企業申請品目については、「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」(平成21年7月16日食品安全委員会決定)において、標準処理期間(要請事項の説明を受けた日から、リスク管理機関に資料を要求している期間を除き、結果を通知するまでの期間)を1年と設定しているが、令和4年度においては、前年度までに要請のあったものを含めて、97件の評価結果をリスク管理機関に通知したところ、当該標準処理期間が設定される前に評価要請のあった1件を除き、標準処理期間を超過したものはなかった。

(3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について

実施手順に基づき、リスク管理の妥当性について評価するための考え方、海外評価書等を用いた評価書評価、*in silico*評価方法も活用しつつ、計画的な調査審議を行った。

2 評価ガイドライン等の策定

➡本文中「第1 令和4年度における委員会の運営の重点事項(2)①a.」(p1)、参考資料1-2(p8~10)参照

(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について

「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」(平成21年7月16日食品安全委員会決定)に基づき、標準処理期間(追加資料の提出に要する期間を除き1年間)内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。

(3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について

「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」(平成18年6月29日食品安全委員会決定)に基づき、計画的な調査審議を行う。

2 評価ガイドライン等の策定

食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン(評価指針、評価の考え方等)の策定等を進める。

本年度においては、遺伝子組換え食品等について、これまでの食品健康影響評価で得られた科学的知見及び国際的な動向等を踏まえ、「遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準」(平成16年1月29日食品安全委員会決定)及び「遺伝子組換え微生物を利用して製造さ

<p>3 「自ら評価」を行う案件の推進 ⇒ (再掲) 資料 1-2 (p 6、7) 参照</p> <p>(1) 「自ら評価」案件の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第 36 回企画等専門調査会 (6 月 16 日) において「自ら評価」案件の選定方法、スケジュール等について決定し、7 月 1 日から 1 か月間公募を実施し、モニター、専門委員、自治体等から 9 件の提案を受けた (重複があるため、案件としては 7 件)。 ○ 第 37 回 (11 月 4 日) 及び第 38 回 (令和 5 年 1 月 26 日) 企画等専門調査会における審議を経て、第 887 回委員会会合 (令和 5 年 1 月 31 日) において、「有機フッ素化合物」を「自ら評価」の案件として決定した。 <p>(2) 「自ら評価」の結果の情報提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「鉛」(令和 3 年 6 月 29 日) について、評価書の内容にかかる Q&A の公表 (令和 3 年 6 月 29 日) に加え、7 月に発行した「食品安全」(第 59 号) にも記事を掲載し情報提供を行った。 ○ 「アレルギーを含む食品」について、令和 3 年度に評価した「卵」以外の、乳、麦類に係るファクトシート作成のため、令和 4 年度調査事業を活用して「アレルギーを含む食品のファクトシートのための科学的知見の収集等に関する調査 (乳、麦類)」の調査を実施中である (～令和 5 年度)。 	<p>れた添加物の安全性評価基準」(平成 16 年 3 月 25 日 食品安全委員会決定) の改正を検討する。</p> <p>ベンチマークドーズ法について、ベイズ統計学に基づく手法の導入についての国際的な動向を踏まえて、「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針 [動物試験で得られた用量反応データへの適用]」(令和元年 10 月 29 日 食品安全委員会決定) の改正を検討する。また、疫学研究で得られた用量反応データにベンチマークドーズ法を適用する場合の手順や考え方の整理に向け、引き続き検討を進める。</p> <p>3 「自ら評価」を行う案件の推進</p> <p>(1) 「自ら評価」案件の選定</p> <p>本年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」(平成 16 年 5 月 27 日 食品安全委員会決定) 及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」(平成 16 年 6 月 17 日 食品安全委員会決定) を踏まえ、別紙 2 に掲げるスケジュールで実施する。</p> <p>(2) 「自ら評価」の結果の情報提供等</p> <p>「自ら評価」が終了した案件については、その評価結果に関して、意見交換会の開催や Facebook での発信等により丁寧に情報提供を行う。その際、対象者に応じて開催方法の工夫を行う。</p> <p>「自ら評価」案件選定の過程で決定された事項 (情報収集等) について、その決定に基づき、ホームページ、Facebook 等で情報提供を行う。</p>
<p>第 4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視</p> <p>1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までにリスク評価の結果を通知した品目について、リスク管理措置に適切に反映されているかを確認するため、リスク管理機関に対し、施策の実施状況調査 (第 27 回) を実施し、第 883 回委員会会合 (令和 4 年 12 月 20 日) にその概要を報告した。 	<p>第 4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視</p> <p>1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査</p> <p>食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、10 月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。</p>

今回の調査対象は、令和2年10月1日から令和3年9月30日までにリスク評価の結果を通知した品目（141件）と、令和2年9月30日以前に通知が行われたが前回調査で具体的なリスク管理措置が講じられていなかった品目（67件）の計208件であり、このうちリスク管理措置済みとなった品目が131件、次回への調査継続となった品目が77件であった。

➡資料1-2（p13）参照

2 食品安全モニターからの報告

- 令和4年4月から令和5年3月末までに食品安全モニターから38件の提案・報告を受け付けた。分野別では、「レンジアップで加熱する食肉製品に関する安全性について」などの「微生物・ウイルス等」に該当するものや、「乾燥ヒジキの適切な調理法についての啓蒙」などの「リスクコミュニケーション」に該当するものが最も多かった（各9件）。関係省庁別では、厚生労働省に関するものが最も多かった（24件）。
- 食品安全モニターに対する「食品の安全性に関する意識等について」の調査を令和5年1月から2月にかけて実施し、その結果を取りまとめ、令和5年4月に公表した。

日常生活を取り巻く各リスク分野についてどの程度不安を感じるかの調査では、「食品安全」について不安を感じると回答した者の割合は62.3%となった。また、食品の安全性に関わる各ハザードについてどの程度不安を感じるかの調査では、平成24年以降11年連続で「有害微生物（細菌等）、ウイルス等による食中毒等」について不安に感じると回答した者の割合が一番多い結果となった。

➡資料1-2（p14～16）参照

2 食品安全モニターからの報告

食品安全モニターから、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求める。その結果については、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。

また、食品の安全性に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を令和5年2月を目途に実施する。

第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進

➡資料1-2（p17～20）参照

1 食品健康影響評価技術研究の推進

（1）前年度に終了した研究課題の事後評価の実施

研究・調査企画会議事後評価部会において、令和3年度に終了した10課題について事後評価を実施し、10月4日の第874回委員会会合において評価結果を報告した。評価結果については各研究課題の主任研究者へ通知するとともに、ホームページに公表した。

研究成果報告書については、委員会ホームページで公表するとともに、3課題を対象として「令和4年度食品健康影響評価技術研究成果発表会」を令和5年1月12日に公開（オンライン）で開催した。

第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進

1 食品健康影響評価技術研究の推進

（1）前年度に終了した研究課題の事後評価の実施

前年度に終了した研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。

(2) 本年度における研究課題の実施

令和元年度採択課題（2課題）、令和2年度採択課題（2課題）、令和3年度採択課題（3課題）及び令和4年度採択課題（8課題）について研究を実施した。また、各主任研究者から提出された10月末時点等の研究の進捗状況についての中間報告書を取りまとめるとともに、令和4年度に継続実施予定の課題（7課題）については、研究・調査企画会議事前・中間評価部会（以下「事前・中間評価部会」という。）において研究者からのヒアリングを含めた中間評価を実施し、令和5年2月21日の第890回委員会会合においてその評価結果を報告し、研究継続を決定した。

(3) 食品健康影響評価技術研究課題の選定

事前・中間評価部会において、令和5年度の優先実施課題（案）を取りまとめ、令和4年8月30日の第871回委員会会合において決定した。この優先実施課題に基づき、府省共通研究開発システム（e-Rad）により公募を行い、大学や研究機関等の関係機関に対し幅広く公募内容を周知した。

公募終了後、事前・中間評価部会において書類審査及びヒアリング審査を実施し、令和5年2月21日の第890回委員会会合において4課題の採択を決定した。

(4) 適切な経理の確保

研究費の適正な執行体制が確保されているかを確認するため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年9月17日食品安全委員会事務局長決定）に基づき、契約時に各研究機関から体制整備等自己評価チェックリストの提出を求めるとともに、令和4年度に研究を実施している3機関に対し、履行状況調査を実施した。

(5) 関係府省との連携

競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行った。

新規採択課題の公募・採択や研究成果の公表等について、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」の関係省庁担当者と情報共有を図った。

2 食品の安全性の確保に関する調査の推進

(1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定

令和5年度の優先実施課題に基づく調査課題について、事前・中間評価部会において審議を行い、令和5年2月28日の第891回委員会会合において5課題を選定し、調査の実施に向けて、入札公告等の手続を開始した。なお、入札公告の際には調査・研究機関に周知した。

(2) 本年度における研究課題の実施

本年度に実施する研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。

(3) 食品健康影響評価技術研究課題の選定

来年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食品健康影響評価を的確に実施するため、ロードマップを踏まえた優先実施課題を策定し、別紙4に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。

(4) 適切な経理の確保

研究費の適正な執行を確保するため、主として新規採択課題の経理事務担当者に対し、10月頃に実地指導を行う。

(5) 関係府省との連携

競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成17年1月31日関係府省申合せ））等を開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。

2 食品の安全性の確保に関する調査の推進

(1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定

来年度における食品安全確保総合調査対象課題については、ロードマップを踏まえ優先実施課題を策定し、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。入札公告の際には、調査・研究機関に幅広く周知する。

<p>(2) 食品安全確保総合調査の実施 令和4年度調査課題(6課題)について、総合評価方式による一般競争入札を行い、調査を実施した。調査結果報告書については、知的財産等の情報の有無を順次確認した上で、食品安全総合情報システムにおいて公開する。</p> <p>3 研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施 令和4年11月14日の研究・調査企画会議プログラム評価部会において、研究・調査事業の食品健康影響評価への活用状況等について追跡評価を行った。</p>	<p>(2) 食品安全確保総合調査の実施 選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でない判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。</p> <p>3 研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施 これまでに行った研究事業及び調査事業の活用状況について確認し、その結果について追跡評価を行う。</p>
<p>第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童及び保護者に向けて、キッズボックスで「農薬」をテーマとして、リスク評価の仕組みや、委員会の役割などを紹介した記事をシリーズ化して発信するとともに、Facebookにより周知した(10月、2月、3月)。 ○ 農薬登録の全体像や、再評価制度などについて解説した「農薬の安全の確保について」の動画を公開し、Facebook及びTwitterで周知した(6月)。 <p>1 様々な手段を通じた情報の発信 ➡(再掲)資料1-2 (p23~25) 参照</p>	<p>第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進</p> <p>消費者、行政、メディア、事業者、専門家等の関係者間の相互理解を深め、信頼関係を構築しつつ、食品安全に関する科学的知見に対する理解を促進するため、リスク評価機関としての食品安全委員会の認知度の向上を図りながら、様々な媒体を活用したリスクコミュニケーションを実施し、引き続き情報発信を積極的に行う。本年度の重点テーマは「農薬」とする。</p> <p>農薬について一般的に誤解が生じていることが多いこと、消費者の食品安全に関する主たる情報源がテレビ・新聞等であることなどの令和2年度に実施した食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションに関する意識調査の報告を踏まえ、次の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. SNSの拡散機能を活用しながら、一般消費者に親しみやすい動画の配信等を行う。 b. 対象者に応じた媒体・機会を用いることにより効果的に行う。 具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠期の方、乳幼児をもつ保護者の方向けの情報、小中学生向け情報等の提供 ・ 地方公共団体に対する科学的情報の適切な発信の支援 ・ 報道関係者、食品関係事業者との意見交換等を行う。 <p>意見交換会等の開催については、新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分留意し、オンラインシステム等のツールを活用する。</p> <p>1 様々な手段を通じた情報の発信 食品健康影響評価や海外情報その他の食品の安全性について、最</p>

新の科学的知見を、媒体の特性を踏まえて迅速に発信する。

(1) ホームページ

食品健康影響評価の結果、食品の安全に関する最新の情報や委員会、専門調査会、意見交換会の開催状況等について情報提供を行う。また、より見やすくなるよう、ページ構成や記載内容を随時見直し、更新する。

(2) SNS 等

食品安全委員会の情報を広く届ける観点から、SNS やメールマガジン等のコミュニケーションツールについて、ツールの利用者や特性に応じた内容での発信となるよう各ツールを使い分け、連携させつつ、幅広く積極的な情報発信を行う。

① Facebook

食品安全委員会をフォローし、ある程度専門的な知識をもつユーザー層に対し、機動的な対応が必要な健康被害案件や季節性を考慮した記事等利用者の二次利用を意識したテーマの記事を発信する。

② メールマガジン

メールマガジンに登録している関心の高い読者を対象に、委員会や専門調査会、意見交換会の開催状況等を発信するほか、特に緊急時には食品安全に関する正確な情報を発信する。

③ ブログ

検索エンジンやリンクからのアクセスが容易で誰からもアクセスしやすく、発信日時も含めたアーカイブ機能も持つブログの特性を活用し、Facebook で配信した内容を掲載し、食品の安全に関する情報提供の場とする。

(1) ホームページ

○ ホームページで、食品健康影響評価の結果及びその他食品の安全性等に関する情報について、下記のとおり公開した。

- ・ 5月 「令和3年度食品健康影響評価事業等功労者大臣表彰」の受賞者3名の功績や表彰式に関する紹介
- ・ 8月 妊婦向け情報の「お母さんになるあなたへ」を大幅に改訂した、「お母さんになるあなたと周りの人たちへ」
- ・ 9月 食品ハザード情報ハブのページをリニューアルし、水道水質基準についての情報を追加
- ・ 10月、2月、3月 「農薬」がテーマのキッズボックス
- ・ 11月 食品添加物に関する川西委員のインタビュー記事（インタビュアー：松永委員）
- ・ 3月 食品健康影響評価書の中で健康影響に基づく指標値の根拠となった試験結果を取りまとめた「化学物質毒性評価データベース（食品添加物）／英語版・日本語版」

○ 新たに掲載した情報について、アクセスしやすく、また多くの閲覧に繋がるよう、その都度トピックスに掲載した。また、第2期政府共通プラットフォームへの移行を念頭に、不要な情報について削除した。

(2) SNS 等

○ 食中毒予防に関する注意喚起等、速報すべき情報等について、広く周知できるよう、SNS 等により情報発信した。

① Facebook

○ 科学的な根拠を伴う食中毒予防に関する注意喚起、最新の食品健康影響評価、食品安全に関する基礎知識、委員会の審議概要等を発信した。（約17本/月）

② メールマガジン

○ 委員会の開催等の情報を定期的に発信した。

③ ブログ

○ 最新の食品健康影響評価等をより周知させるため、Facebook による発信と合わせて情報を随時ブログに掲載した。

④ YouTube

- 下記のテーマについて配信した。
 - ・ 4月 「精講：食中毒を起こす微生物の性質と牛肉を安全に調理するポイントを知ろう」
 - ・ // 「加熱と調理（トンカツ編、ハンバーグ編）」
 - ・ 5月 「2022年世界食品安全の日に向けて『より安全な食品で、より良く健康に』」
 - ・ 6月 「農薬の安全の確保について」
 - ・ 7～9月 平成25～26年に実施したリスクアナリシス 講座（全9回）のリバイバル動画
 - ・ 11月 「食品添加物のリスク評価をアップデート～評価指針を改正、ワイン添加物も続々評価～」
 - ・ 2月 「食品に生える「かび」の基礎知識と「かび毒」の評価」
 - ・ 3月 「健康食品による健康被害を防ぐために」
 - ・ // 「気をつけたい妊娠中の食事(1)生ハム、加熱していないナチュラルチーズなど」
 - ・ // 「気をつけたい妊娠中の食事(2)加熱不十分な肉〔寄生虫（トキソプラズマ）〕」

⑤ Twitter

- 梅雨時期における食中毒の注意喚起や世界食品安全の日、また、食中毒の危険性が高い食べ方など報道やインターネットで取り上げられている話題等、時季や機会をとらえつつ、特に速報性が重要なテーマについて情報発信した。
鶏肉の加熱不足への注意喚起、バレンタインデー・ホワイトデーに絡めた小麦粉は加熱が必要である旨の投稿、ホタルイカの生食の注意喚起及びカラスの生食の報道を踏まえたジビエの生食の危険性を訴えた投稿は、特に閲覧数が伸びた。

(3) 広報誌、パンフレット、ポスター、教材の作成

- 広報誌「食品安全」59号を7月にウェブサイトに掲載するとともに、冊子に関係機関や専門調査会委員等関係者に配布した。また、報道関係者や学会等へ広く周知した。
- パンフレット「食品安全委員会」を、広報誌とともに配布した。また、「キッズボックス総集編」については、依頼のあった講演や訪問学習の受け入れ等において配布した。
- 月刊誌「栄養と料理」（女子栄養大学出版）の令和4年7月号から「食品安全委員会発 ちょっと詳しく知りたい食品安全トピックス」を掲載（令和5年6月号まで月1本、計12本を掲載予定）。

(4) 食品の安全性に関する用語集

- 「毒性」「複合ばく露」について、用語の説明文（案）の検討を行った。
- 食品安全モニターや学会、食品科学を学ぶ学生等に、ウェブサイト版・冊子版の用語集を周知・提供した。
- 冊子版用語集の第7版印刷に向け、既存の用語集について、時点修正の確認作業と修正案の検討を行った。

④ YouTube

文字情報だけでは伝えられない情報をわかりやすく伝えられる、また、検索・おすすり等で長くアクセスが得られる一方、詳細な情報は伝えにくい、という動画の特性を踏まえつつ、事業者、消費者等対象を意識した情報を発信する。

⑤ Twitter

一般消費者が情報収集の手段として用い、拡散力の高いTwitterの特性を活かしつつ、食中毒の防止法等、一般消費者にとって身近で関心（共感）の高いものや、タイムリーなもの、緊急性の高いものを中心に情報発信する。

(3) 広報誌、パンフレット、ポスター、教材の作成

委員会運営状況報告書に基づき、委員会の1年間の取組をわかりやすく取りまとめた広報誌「食品安全」を作成し、既刊のパンフレット「食品安全委員会」や「キッズボックス総集編」とともに、意見交換会、子ども向けイベント等において配布する。
リスクアナリシスの考え方やリスク評価の実例について解説したポスターについて、学会のブース出展の機会を捉えて掲示するなど、食品安全委員会の活動等に対する理解促進を図る。
加えて、学校教育関係者が学校現場で活用するための教材の活用を促す。

(4) 食品の安全性に関する用語集

食品安全に関して、基本的な考え方を整理しつつ、各用語の内容を説明する「食品の安全性に関する用語集」について必要に応じて見直しを行い、ウェブサイトの更新を行う。
食品健康影響評価の理解促進のため、ウェブサイト版・冊子版ともに広く周知・提供する。意見交換会では、参加者に冊子を提供し、講座の内容や食品安全に関する知識・仕組みの理解増進に役立てる。

2 「食の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

⇒(再掲)資料1-2 (p26~28) 参照

(1) 評価書等の解説講座

- 食品関係事業者を対象に、「精講：食品添加物のリスク評価をアップデート～評価指針を改定、ワイン添加物も続々評価～」を開催した（9月）。
- 食品安全モニターを対象に、「食品添加物に関する安全性と新評価指針のポイント」（8月）、「食品に生える「かび」の基礎知識と「かび毒」の評価」（12月）をテーマにそれぞれセミナーを開催した。

2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

一般消費者の食品安全に関連する様々な意思決定が、偏った情報に左右されず、科学的根拠に基づき合理的に行われるよう支援するため、以下の取組を行う。

(1) 評価書等の解説講座

食品関係事業者、研究者や行政担当者等の専門家を対象として、食品健康影響評価やリスクプロファイル等について理解を深めるために、リスク評価等の進捗に応じ、講座「精講：食品健康影響評価」を開催する。

(2) 意見交換会、講師派遣等

○ 学生、食品関係事業者等に対して、意見交換会・講師派遣等下記のとおり実施した。

- ・ 5月 東京農業大学食品安全研究センター開設記念イベントにて「食品の安全に関わる最新動向と課題」をテーマに講演。(山本委員長)
- ・ // 食品関係事業者を主な対象とした展示会のセミナーにて「食品の安全確保における食品安全委員会の役割」をテーマに講義。(川西委員)
- ・ 6月 長浜バイオ大学にて「リスク分析による食品の安全確保と食品安全委員会の役割」をテーマに、大学生向けに講義。
- ・ // NPO 法人食品保健科学情報交流協議会にて「食の安全に係るリスクコミュニケーションのあり方について」をテーマに講演。(山本委員長)
- ・ 7月 品川区向けに低温調理の安全性に関する情報提供を実施(動画配信)。(香西委員)
- ・ // 神奈川県消費生活センターにて「食品のリスクとリスクコミュニケーション」をテーマに講義(動画配信)。
- ・ 10月 京都府の一般消費者向けリスクコミュニケーションにて「食品安全の基本とカフェインの安全性について」をテーマに意見交換会を実施。(共催：京都府)
- ・ // 甲府市食品リスクコミュニケーター養成事業及びコープ北陸事業連合食品安全コミュニケーター育成講座向け「正しい情報の選択と効果的な伝達方法」をテーマに講義(消費者庁事業に協力)。
- ・ // 京都府の一般消費者向け講習会にて「食品添加物の安全性について」をテーマに講義。(川西委員)
- ・ 11月 コープデリ生活協同組合連合の職員向けに、「食品安全委員会のリスク評価の動向」をテーマに講演。
- ・ // 国立医薬品食品衛生研究所特別講演会にて「リスク評価に基づく食中毒制御」をテーマに講演。(山本委員長)
- ・ // 沖縄県立高校の調理課の学生向けに、食中毒の基本的な情報提供を中心とした意見交換会を実施。(共催：沖縄県)
- ・ 12月 名古屋市の市民向け食品安全フォーラムにて「カンピロバクター食中毒とリスク評価について」をテーマに講演。(山本委員長)
- ・ // 三重県食の安全・安心研修会にて「カフェイン」をテーマに講義。
- ・ // 川越市の市民向け「健康食品」セミナーにて「健康食品と上手につきあうために」をテーマに講義。
- ・ // 城西大学にて「食の安全性とレギュラトリーサイエンスー食品安全委員会の取り組み」をテーマに、大学生向けに講義。(浅野委員)
- ・ // 立命館大学にて「食品安全のリスクアナリシス」をテーマに大学生向けに講義。
- ・ 1月 群馬県の一般消費者向け食品安全セミナーにて「健康食品の安全性について」をテーマに講演。(協委員)
- ・ 2月 仙台市の市民向け食品の安全性に関する WEB 講演会にて「お肉の加熱不足による食中毒」をテーマに講演。(香西委員)

(2) 意見交換会、講師派遣等

波及効果が期待できる層を対象として、地方公共団体と食品安全委員会の共催の意見交換会を開催し、食品安全に関する科学的情報を提供する。当該意見交換会では児童・生徒、保護者等への波及が期待される学校教育関係者及び食品を供給する立場にある食品関係事業者を対象とする。

また、広く一般消費者を対象に地方公共団体、消費者団体、関係職能団体、事業者団体等が主催する意見交換会やセミナー等については、食品安全委員会の認知度向上等の効果が一定程度得られるよう主催者と協議の上、講師を派遣する。さらに、大学等の教育機関に講師を派遣し、食品の安全性に関する科学的知見に対する理解促進を図る。

これらの意見交換や講師派遣に当たっては、地域的な偏りの無いよう配慮する。

食品安全委員会の国際的な認知度の向上と国際貢献の観点から、海外の行政関係者等を対象とした研修への講師派遣依頼についても、積極的に対応する。

- ・ 3月 徳島県の一般消費者向け食の安全安心に向けたリスクコミュニケーションにて「伝えたい！「健康食品」についての19のメッセージ」をテーマに講演。（協委員）

(3) 訪問学習受入れ

- 防衛医科大学校（6月、12月）、慶應義塾大学大学院（12月）の学生の訪問学習の受け入れを行い、「食品安全について」や「食品安全を守る仕組み及び政府組織における公衆衛生人材の役割について」の講義、職員との情報交換を行った。

(4) 食の安全ダイヤルの活用

- 必要に応じ、隔週で開催されるリスコミ担当者会議で関係省庁（消費者庁、厚生労働省及び農林水産省）へ情報を提供した。

3 関係機関・団体との連携体制の構築

⇒(再掲)資料1-2 (p26~28) 参照

(1) リスク管理機関との連携

- リスクコミュニケーション担当者連絡会議において、関係府省庁連携リスクコミュニケーションに関する協議や打合せ、各府省庁が開催するリスクコミュニケーションについて情報交換等を行った（24回）。
- 食品中の放射性物質について理解を深めるため、消費者庁等の関係省庁と連携し、親子参加型イベント及び意見交換会を開催した。
- 関係省庁と連携し、SNS (Facebook、Twitter)、メルマガ等で相互の情報を周知した。
- 消費者庁が実施するリスクコミュニケーター養成講座に協力し、講師を派遣した（甲府市及びコープ北陸事業連合。再掲）

(2) 地方公共団体との連携

- 地方の関係行政機関との連携を強化し、自治体レベルで適切にリスク管理措置が講じられるよう、令和4年度は地方公共団体の食品安全部局を対象として「地方自治体が行う食品安全に関するリスクコミュニケーションの重要性」をテーマに「全国食品安全連絡会議」を実施した。また、本会議及び

(3) 訪問学習受入れ

食品安全を守る仕組み等に関心のある中学生、高校生、大学生等からの訪問学習の受入れについて、積極的に対応する。

(4) 食の安全ダイヤルの活用

食の安全ダイヤルを通じて消費者等から寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた危害情報については、リスクの初期情報としてリスク管理機関と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、食の安全ダイヤル等を通じて消費者からよく聞かれる質問等については、ホームページやFacebook等を通じて情報提供する。

3 関係機関・団体との連携体制の構築

(1) リスク管理機関との連携

関係省庁が、食品の安全について科学的根拠に基づく共通認識を持ち、一貫性をもった情報発信をするため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。

(2) 地方公共団体との連携

地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、学校教育関係者及び食品関係事業者に対して効果的に科学的な知識の普及啓発ができるよう、地方公共団体との連携強化を進め

<p>例年消費者庁が主催している「地方公共団体等食品安全担当職員研修会」を消費者庁と共催（厚労省・農水省は協力）し、関連府省庁の連携を強化した。</p> <p>(3) 消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携（円滑に情報交換できる体制の構築） ➡「第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進」2(2) (p14~15) 参照</p> <p>(4) 報道関係者との意見交換 ○ 「食品添加物のリスク評価をアップデート-評価指針を改定、ワイン添加物も続々評価-」（7月）、「食品に生える「かび」の基礎知識と「かび毒」のリスク評価」（11月）、ダイエット用ゼリーでの健康被害事案等の発生を受け「健康食品による健康被害を防ぐために」（3月）をテーマに、意見交換会をいずれも対面にて実施した。</p> <p>(5) 学術団体との連携 ○ 下記のとおり、各学会に専門分野の委員を派遣し、講義を実施。なお、食品微生物学会及び農薬学会では委員会のブースを出展した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6月 日本食品衛生学会 公開セミナー（浅野委員） ・ 9月 レギュラトリーサイエンス学会（川西委員） ・ // 日本薬学会関東支部大会（浅野委員） ・ // 日本食品微生物学会（山本委員長） ・ 10月 日本糖尿病学会九州地方会（脇委員） ・ 11月 日本獣医師会獣医学術学会（山本委員長） ・ // 日本糖尿病学会中部地方会（脇委員） ・ 12月 日本肥満学会／日本肥満症治療学会（脇委員） ・ // 日本薬学会レギュラトリーサイエンス部会（松永委員） ・ 3月 日本農薬学会（浅野委員） ・ // 日本家禽学会（山本委員長） 	<p>る。(2(2) 参照) さらに、リスクコミュニケーションの取組事例の情報共有等により、リスクコミュニケーションを効果的に実施できるよう、地方公共団体との連絡会議を開催する。</p> <p>(3) 消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携（円滑に情報交換できる体制の構築） 消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との間で、円滑に情報交換できる体制を構築するため、意見交換や情報提供を実施し、関係強化を図る。 特に講師派遣は、相手方の要望を踏まえ、より多くの関係者と食品安全に関する情報を交換できるように実施する。</p> <p>(4) 報道関係者との意見交換 食品安全委員会の知名度の向上、国民への科学的知見の普及の観点から、報道関係者に対して戦略的に科学的知見を提供する体制を構築していく。本年度は、特に農薬について意見交換会を実施するほか、意見交換会後も、参加した報道関係者との意見交換を密に行う。</p> <p>(5) 学術団体との連携 食品の安全性に関する科学的な知識を普及させるためには学術団体との連携が効果的であることから、更なる連携強化を図る。具体的には、重点化する学術分野を明確にした上で、学会において講演とブース出展等を行う。</p>
<p>第7 緊急の事態への対処 1 緊急事態への対処 令和4年度は、食品関係の大規模な緊急事態は発生しなかったが、食中毒等について、委員会ホームページ、Facebook 等において科学的情報の提供等を行った。</p>	<p>第7 緊急の事態への対処 1 緊急事態への対処 緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」（平成17年4月21日食品安全委員会決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等</p>

<p>2 緊急事態への対処体制の整備 令和4年度緊急時対応訓練計画に基づき実務研修及び確認訓練を実施した。 また、夜間・休日における緊急事態の発生に備え、緊急時連絡ルートを整備し、迅速かつ効率的な連絡体制を整えた。第36回企画等専門調査会における専門委員の意見について関係省庁と共有し、自治体の訓練について、厚生労働省において連携し定期的実施していることを確認するなど、関係省だけでなく自治体も含めた緊急時の対応について確認を行った。</p> <p>3 緊急時対応訓練の実施 令和4年2月15日の第847回委員会会合において、関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化と緊急時対応マニュアル等の実効性の向上とを重点課題とする令和4年度緊急時対応訓練計画を決定し、これに基づいて、次のとおり実務研修と確認訓練の2本立ての訓練設計により実施した。確認訓練は消費者庁、厚生労働省、農林水産省及び警察庁も参加して行われた。 確認訓練では、危害要因等に関する科学的知見・情報をリスク管理機関等に提供し、科学的に正しい情報を分かりやすく国民に提供する等の緊急時における食品安全委員会の役割に着目しながら、対応手順を確認した。</p> <p><実務研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対応手順研修：令和4年5月12日 ・ 情報収集・発信研修：令和4年9月9日 ・ 事例講習会：令和4年11月12日 <p><確認訓練></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認訓練：令和4年12月23日 <p>➡資料1-2（p29）参照</p>	<p>の科学的知見について、関係省庁及び国民に対して迅速かつ的確に情報提供を行う等、適切に対応する。</p> <p>2 緊急事態への対処体制の整備 指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。</p> <p>3 緊急時対応訓練の実施 4月～11月に、緊急時に必要となる基本的な対応手順の理解・習得を目的とした新任者研修及び情報提供の知識・技能を養うことを目的とした実務研修を行う。さらに、緊急時対応の取りまとめを担う消費者庁と連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練（確認訓練）を12月を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。</p>
<p>第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品の安全性の確保に関する海外の最新情報を整理した上で、リスク管理機関等の関係者に毎日配付した。 ○ 収集した情報を隔週で食品安全総合情報システムに登録し、リスク管理機関等の関係者及びホームページを通じて国民に対して情報提供を行った。 ○ 食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析・活用及び緊急時におけるリスク管理機関との連携を図るため、食品リスク情報関係府省担当者会議等を通じて食品安全に関連する関係府省庁の取組状況や食中毒等の発生状況等について情報交換を行った。 	<p>第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用</p> <p>国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文等を、毎日収集する。</p> <p>収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるような的確な整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）へ登録し、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急事態に備え、任期満了に伴う各専門委員選任にあわせて、専門委員の連絡先の確認を行った。 ○ 国立医薬品食品衛生研究所と連携し、それぞれが収集した食品安全に関する情報を共有した。 	<p>有を行う。</p> <p>加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係機能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。</p>
<p>第9 国際協調の推進</p> <p>➡資料1-2 (p30) 参照</p> <p>1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣</p> <p>コーデックス委員会、その他の食品安全に関する国際会議等（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）に委員、専門委員及び事務局職員が参加し、意見交換・情報収集を行った（国際会議等16回）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月 第37回 OECD 農薬作業部会（ウェブ） 意見交換及び情報収集のため事務局職員2名が参加 ・7月 2022 食品安全に関する国際食品保全学会（ウェブ） 情報収集のため委員1名が参加 ・9月 ISMYCO 2022&ICM 2022（ウェブ） 情報収集のため事務局職員3名が参加 ・9月 Prion 2022（ドイツ） 情報収集のため委員1名及び事務局職員1名が参加 ・9月 Eurotox 2022（オランダ） 情報収集のため事務局職員1名が参加 ・9月 FOURTH ANNUAL FORUM ON ENDOCRINE DISRUPTORS（ウェブ） 情報収集のため事務局職員1名が参加 ・10月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS22）（シンガポール） 意見交換及び情報収集のため委員1名及び事務局職員1名が参加 ・10月 第22回国際栄養学会議（日本） 意見交換及び情報収集のため委員1名が参加 ・12月 アジア太平洋プリオン研究会2022（日本） 情報収集のため事務局職員3名が参加 ・1月 シンガポール食品庁（SFA）との意見交換（シンガポール） 意見交換及び情報収集のため事務局職員1名が参加 ・1月 EFSA BMD ワークショップ（ベルギー） 意見交換及び情報収集のため事務局職員2名が参加 ・2月 第38回 OECD 農薬作業部会（ウェブ） 意見交換及び情報収集のため事務局職員2名が参加 	<p>第9 国際協調の推進</p> <p>1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣</p> <p>以下のスケジュールで開催される国際会議等（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。</p> <p>2022年6月 第37回 OECD 農薬作業部会 7月 国際食品保全学会年次学会（IAFP）2022 8月 ドイツ連邦リスク評価機関（BfR）サマーアカデミー 9月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）</p> <p>2023年3月 米国毒性学会（SOT）</p> <p>また、必要に応じ、このスケジュールのほかに開催されることとなったコーデックス委員会各部会、国際会合等に委員等を派遣する。</p>

- ・3月 第62回米国毒性学会（米国）
意見交換及び情報収集のため委員1名及び事務局職員1名が参加

コーデックス委員会

- ・7月 第53回残留農薬部会（ウェブ）
情報収集のため事務局職員1名が参加
- ・2月 第26回食品残留動物用医薬品部会（ウェブ）
情報収集のため事務局職員1名が参加
- ・3月 第53回食品添加物部会（中国）
政府代表団として事務局職員2名が参加

2 海外研究者等の招へい

国際的な微生物リスク評価会合の専門家や世界保健機関（WHO）の専門家を招へいして、当該会合の専門家の経験や国際的な微生物のリスク評価プロセスについてのシンポジウムを、ウェブ会議システムを利用して開催し、国際的なリスク評価等の理解醸成を図った。

3 海外の食品安全機関等との連携強化

カナダ食品検査庁（CFIA）並びにバングラデシュ食糧省及び食品安全庁の政府関係者の訪問があったことから、それぞれの国の食品安全行政の役割等について、委員長らと意見交換を行い、海外の食品安全機関等との連携の強化を図った。

このほか、各国の食品安全に係るリスク評価・管理機関担当者がメンバーとなっているリエゾングループ（リスクコミュニケーション（IRCLG）、化学物質（IFCFLG）、微生物（IMFSLG）、リスク評価手法（ILMERAC）に参加して、情報提供及び情報収集し、その会議結果の情報共有を行った。

4 海外への情報発信

英語版ホームページに、評価が終了した食品健康影響評価の要約及び海外からの関心も高いと思われる評価指針等の英訳を掲載した。

委員会の英文電子ジャーナルである「Food Safety - The Official Journal of Food Safety Commission」について、vol.10 No.2（6月）、vol.10 No.3（9月）、vol.10 No.4（12月）及びvol.11 No.1（2023年3月）を科学技術情報発信・流通総合システム J-STAGE に掲載した。また、これらは、2022年3月以降に発行したバックナンバーも含め、PubMed Central（PMC）に掲載され、国内外へ広く情報発信された。

2 海外の研究者等の招へい

新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、これに伴う海外からの入国制限が十分緩和されたと判断できる場合、海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。なお、海外から専門家を招へいできない状況が続く場合は、ウェブ会議システム等を利用して情報交換等を実施する。

3 海外の食品安全機関等との連携強化

海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、ウェブ会議システムやメール等を利用し、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、必要に応じ、委員会と既に協力文書を締結している欧州食品安全機関（EFSA）、豪州・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）、ポルトガル経済食品安全庁（ASAE）、フランス食品環境労働衛生安全庁（ANSES）、ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）及びデンマーク工科大学（DTU）と連携強化のための会合（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）を開催するとともに、米国食品医薬品庁（FDA）、アジア諸国の食品安全機関等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行う。

4 海外への情報発信

食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。

食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の概要等の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回発行するとともに、バックナンバーも含めた本ジャーナルのPubMed Central（PMC）への掲載を通じて、国内外に広く情報発信していく。

